「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン改正案」に対して提出された御意見及びそれに対する考え方

1 第2章 提供条件の説明(法第26条)関係

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
3 (2)	別紙2の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラン」改正案新旧対照	タブレット端末には、利用するアクセス回線が携帯電話端
	表 (改正部分赤字)について以下の通り、表現を一部変えた方がいいかと思います。	末と異なること等の理由から携帯電話端末とはいえないも
	・7ページ	のもあること、また電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵
	携帯電話及び携帯電話端末(スマートフォンを含む。以下同じ。)	政省令第25号)第22条の2の2第1項の各号に該当するサ
	⇒携帯電話及び携帯電話端末(スマートフォンを含む。以下同じ。)及び携帯端末(タ	ービスであれば、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)
	ブレット端末を含む。以下同じ。)	第 26 条の規定による説明義務の対象となること等の理由か
	【個人1】	ら、改正案の記載となっていますが、御指摘のとおり、タブ
		レット端末の普及も急速に進みつつある状況を踏まえ、今回
		の改正で、施行規則第22条の2の2第1項4号について、「端
		末の別を問わず」という記載を追加することとしています。
5 (5) 4	別紙2の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラン」改正案新旧対照	IP電話サービス及びIPファクスサービスについては、OABJ
	表 (改正部分赤字)について以下の通り、表現を一部変えた方がいいかと思います。	番号を用いるものは法令に基づき、総合品質、ネットワーク
	・14 ページ	品質及び安定品質に関して、回線状況により品質が低下する
	050IP 電話サービス	ことのないよう高い品質レベルが求められています。したが
	⇒050IP 電話サービス及び 0ABJIP 電話サービス及び IP ファクスサービス (IP 電話及び	って、OABJ番号以外の番号を用いるものが、本ガイドライン
	電送サービス。以下同じ。)	においてその品質に係る制限事項を説明しなければならな
	【個人1】	いサービスに該当しますが、御指摘部分の記述は品質に係る
		制限事項を説明しなければならないサービスの例示である
		ため、改正案では代表的なサービスを記載しているもので
		す。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
5 (5) 4	ベストエフォート型サービスについては、最低伝送速度の明示、保証は必要。また、	サービス内容や料金等については、現行のガイドラインに
	過去の当該期間における実効速度の公開。	おいても、契約締結に係る電気通信事業者等と消費者との間
	もはやサービス内容、料金体系、契約条件、端末操作の複雑化により、消費者がこれ	のトラブルを防止し、消費者の利益の保護が図られるよう、
	らを正当に理解することも困難であり、錯誤による返金も認められないため、段階的	契約の締結等に当たり、電気通信事業者等において、契約締
	(300 円ごと等) 上限料金の設定、通知を導入せしむ。	結時の適切な説明や情報提供に努めるよう求めています。
	通話(sms)、eMail、パケットの料金システムの分離と個別契約の選択制の導入せし	なお、総務省では、契約締結前の利用者向け情報提供の在
	む。	り方、契約締結時の説明の在り方等をはじめとする、電気通
	上限料金の設定の無い料金体系やオプションサービスを強制して抱き合わせての販	信サービスの利用者の利益の確保・向上に関する諸課題につ
	売、若しくは割引販売の条件せず契約の有余とする。	いて検討を行い、「利用者視点を踏まえたICTサービスに
	eMail、ポータビリティと持ち込みアドレスを導入せしむ。	係る諸問題に関する研究会」において、平成23年12月に「電
	【個人2】	気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」を
		取りまとめました(※)。これを受け、事業者団体において
		「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を作成する
		等、提言内容を踏まえた取組が進められているところです。
		今後契約時の説明や勧誘の適正化に向けた一層の取組を
		進めるに当たり、御指摘の内容は参考とさせていただきま
		す。
		※利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する
		研究会「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関す
		る提言」
		http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_020
		00062. html
10 (4)	別紙2の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラン」改正案新旧対照	未成年者との契約の場合には、実態としても、親権者同意
	表 (改正部分赤字)について以下の通り、表現を一部変えた方がいいかと思います。	書へ御記入いただく等の措置が取られているなど、親権者等
	・28 ページ	の同意の確認徹底が図られているところです。
	契約の場合には親権者の同意の有無を確認する、	フィルタリングサービス等については、電気通信事業者等

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	⇒契約の場合には親権者の同意の有無を公的な意思表示能力のある文書を以って確認	から丁寧な説明を行い、店頭で設定を行っているところで
	する、	す。なお、フィルタリングサービス等の種類によって、親権
	フィルタリングサービス等の丁寧な説明に	者等が詳細な設定を行う場合もあります。
	⇒フィルタリングサービス等の丁寧な説明および引渡し前の事前設定に	上記の趣旨から改正案の記載としたものです。
	【個人1】	

2 第3章 苦情等の処理(法第27条)関係

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
3 (4)	本件改正案第3章3(4)は「10日以上回答をしないで」を「回答を遅滞させて」	御指摘のとおり、苦情及び問合せに対しては、適切かつ迅
	に改めていますが、反対です。	速に処理がなされるべきであり、本文中の例示につきまして
	この点、1週間程度で終えることができる調査等について1ヶ月以上かけてはなら	も、1週間程度で終えることができる調査や確認等について、
	ないとしているのに、回答については10日という1ヶ月よりも短い期間を定めるの	必ずしも「10 日間」を待つことなく、「遅滞なく」回答すべ
	は、おかしいとも考えられます。	きとの趣旨から改正案の記載としたものです。
	しかし、ここにいう「回答」とは、何らかの回答をすれば足りるものであり、「現在	
	調査中です。」といった回答でも許されると解されます。このため、現行の規定は、1	
	0日内に何らかの回答をしなければならず、かつ、1ヶ月内に調査等を終えてその結	
	果を伝えなければならないという趣旨のものであり、十分合理的だと思います。	
	したがって、現行の規定を維持するべきであり、前記の改正案には、反対です。	
	【個人3】	
3 (4)	別紙2の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラン」改正案新旧対	御指摘の例示については、調査や確認等自体をも遅滞させ
	照表 (改正部分赤字)について以下の通り、表現を一部変えた方がいいかと思います。	ることなく、適切かつ迅速に処理を行い、回答すべきである
	・31 ページ	との趣旨から改正案の記載としたものです。
	回答を遅滞させて	
	⇒調査や確認終了直後から回答を遅滞させて	
	【個人1】	

3 全体を通じた御意見、その他

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
_	記載は無いがクーリングオフ制度の適用対象であるという解釈でいいのでしょう	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定
	か?できれば一文付加が望ましいです。	されている、いわゆるクーリング・オフ制度については、同
	【個人1】	法第 26 条第 1 項第 8 号二の規定に基づき、「電気通信事業法
		(昭和 59 年法律第 86 号)第2条第5号に規定する電気通信
		事業者が行う同条第4号に規定する役務の提供」は適用除外
		とされております。
		なお、前述の提言においては、各電気通信事業者が、業界
		団体の作成する自主基準等を踏まえ、適切な対応を行うこと
		が望まれており、各電気通信事業者における積極的な取組が
		期待されます。
_	大まかには、これまで通り、電気事業等が自主的にとることができるようにやって	本改正は、前述の提言において、「総務省では、消費者保護
	ほしい。理由を加えさせてもらうと、やたら変える事によってやりづらくなるという	ガイドラインについて、最新の状況に対応するため、最新の
	私ごとの意見です。	具体的サービス事例を追加する等、現行化することが必要」
	【個人4】	とされていることを踏まえて行うものです。
_	<お願い。メールアドレス記入欄>	e-Gov の意見提出フォームに係る御要望につきましては、
	大文字入力を許可してください。できる人は ime にアドレスを割り当てています。	電子政府利用支援センター(※)までお願いします。
	【個人2】	※: http://www.center.e-gov.go.jp/tmself16/htdocs/H_Fa
		q001. jsp

[※]頂いた御意見については、原文のまま記載。